

「白山比咩神社奉賛会発会式」市長参列訴訟の問題点

百 地 章

〔目次〕

- 1、はじめに
- 2、「白山比咩神社奉賛会発会式」市長参列訴訟
- 3、名古屋高裁金沢支部判決と金沢地裁判決との比較
- 4、最高裁判例からみた高裁判決の問題点
- 5、国および自治体首長らと宗教とのかかわり
- 6、おわりに

1、はじめに

平成二二年七月二二日、最高裁第一小法廷は白山市長の白山比咩神社奉賛会発会式への参列を合憲とする判決を下した。しかし、この判決に先立つ同年一月二〇日、最高裁大法廷は砂川空知太神社訴訟において、厳格分離説の立場から、砂川市が空知太神社に対して市有地を無償で貸与しているのは憲法違反であるとの判決を下しており、本訴訟⁽¹⁾については最高裁がどのような判断を下すか、筆者は関係者の一人として多大な関心を抱いていた。というのは、本訴訟では名古屋高裁金沢支部が市長の参列を政教分離違反としたため、筆者はこれに対する批判文を物し、これを「意見書」として最高裁に提出していたからである(本稿、2以下)。

幸い、最高裁は津地鎮祭訴訟最高裁判決以来確立した「目的効果基準」に従って、市長の参列行為を合憲としたが、砂川空知太訴訟判決により判断基準が変更されたかどうか評価が分かれていた中で、最高裁が改めて「目的効果基準」を採用し、従来の立場を再確認したことは、大変意義深いものがあると思われる。

加えて、本判決についての「解説」(判例時報二〇八七号、二六頁以下、判例タイムズNo.一三三〇、八一頁以下)は、筆者のこれまで主張してきた「行為の二面的性格」論と同様の説明をしており、この点は注目に値すると思われる。いわく、「従来の判例の考え方について、前記大嘗祭についての判決を例に取ってみると、大嘗祭に参列する行為が憲法上禁止される行為に当たるかどうかは、当該参列行為が、その目的、効果にかんがみていかなる意味を有するかによって判断されるのであって、天皇側にとつての本来的意義がいかなるものであるかを共鳴することによつて決せられるものではないとの考えに立つていたと解される。」⁽²⁾「直接検討すべきなのは参列行為の意図・目的、宗教的意義、効果

等であり…。」(傍点、引用者)と。

すなわち、地鎮祭訴訟について言えば、問題とされるべきは「市長が地鎮祭を主催した目的および効果」であって、地鎮祭を主宰した「神職」にとっての意義や目的ではない。そのような立場に立つて、最高裁は、地鎮祭が「神職」として宗教的意義がある」のは当然としつつも、「市長が地鎮祭を主催した目的は、世俗的なもの」であり、「その効果も特定宗教への援助、助長には当たらない」から「憲法違反ではない」とした。

このように考えるならば、愛媛玉串料訴訟においても、玉串料が「靖国神社」にとって宗教的意義がある」のは当然だが、問題とされるべきは玉串料を支出した「知事」の目的とその効果である。それ故、最高裁としては「愛媛県知事が玉串料を支出した目的は戦没者の慰霊と遺族の慰藉という世俗的、儀礼的なもの」であって、「その効果も特定宗教への援助、助長には当たらない」。ゆえに「憲法違反ではない」と結論付けるべきであった。ところが最高裁は、知事の「目的」については全く言及せず、その「効果」にも触れないまま、玉串料支出を違憲としてしまった。そこで、本稿では、従来の最高裁判決からみた名古屋高裁金沢支部判決の問題点を明らかにする。

2、「白山比咩神社奉賛会発会式」市長参列訴訟

平成一七年六月、石川県白山市長が地元の白山比咩神社御鎮座二千年式年大祭の奉賛会発会式に公用車を使用し出席し、白山市長として祝辞を述べたところ、これが憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たり、これに関する公金支出は違法であるとして、住民訴訟が提起された。

この訴えにつき、第一審の金沢地裁は、白山市長が奉賛会発会式に出席し祝辞を述べたことは社会的儀礼の範囲の

行為であつて、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たらないとして原告の請求を棄却した(金沢地判平成一九・六・二五)。この判決は、昭和五二年の津地鎮祭訴訟最高裁判決で示され、以後、判例として確立した緩やかな違憲審査基準である目的効果基準に則つた妥当な判決であつた。ところが第二審の名古屋高裁金沢支部は、同市長が奉賛会発会式に出席して祝辞を述べた行為は、白山比咩神社の宗教上の祭祀である本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有するもので、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たり、これに関する費用等につき公金を支出することは違法であるとの判決を下した。

白山市長の儀礼的な参列および祝辞をもつて憲法の禁止する宗教的活動に当たると断定した名古屋高裁金沢支部判決(平成二〇・四・七)は、津地鎮祭訴訟最高裁判決等に照らし極めて疑問であるほか、多数国民の社会通念から明らかに逸脱したものと思われる。しかして、もし本判決が最高裁で確定することにでもなれば、現在でも行われている皇族や首相、大使・行使らによる外国の宗教儀式への参列や、全国各地で従来から行われてきた自治体首長による地元神社・仏閣さらにはキリスト教の儀式への儀礼的参加まで次々と違憲とされるおそれがあり、社会的混乱を惹き起こすこと必定であろう。日本国憲法の政教分離は、旧共産圏のように宗教に対して敵対的なものではなく、逆に宗教を価値あるものとして尊重し、これをより確実に保障するためのものであることを考えるならば、宗教そのものの否定に繋がりがかねない高裁判決は明らかに憲法の解釈を誤り、憲法の精神に違背するものと考えられる。

そこで、本稿〔意見書〕では、政教分離問題に限定した上で、一、二審判決を比較考察し、従来の最高裁判決を踏まえ本件事案を再考察することによつて、本判決の不当性を明らかにすると共に、全国各地に見られる自治体首長と伝統宗教との儀礼的・習俗的な係わりをいくつか紹介することにする。

3、名古屋高裁金沢支部判決と金沢地裁判決との比較

角光雄白山市長は、平成一七年六月二五日、白山市鶴来町下東町の「レッツホールつるぎ」で開催された白山比咩神社御鎮座二千年式年大祭奉賛会発会式に来賓として招かれ、白山市長として祝辞を述べた。

原告は、白山比咩神社と事実上一体関係にある大祭奉賛会が憲法八九条にいう宗教上の組織に当たり、発会式が純然たる宗教儀式であることから、角市長が職員を随行し市の公用車を使用して本件発会式に出席し、祝辞を述べたことは、特定宗教である白山比咩神社の宗教的活動を助長、援助、促進するほか、神道に馴染まない白山市の住民等の信仰の自由を圧迫する効果があるから、憲法の定める政教分離原則に違反すること、したがって、角市長の本件発会式出席に関する公金支出は違法であると主張した。

(1) 金沢地裁判決の概要

これに対して、一審の金沢地裁は以下のような理由から、角市長が本件発会式に白山市の職員を同行して出席し祝辞を述べたこと及びこれらに関してなされた公金支出は政教分離原則に違反しないとして、原告の請求を棄却した。

すなわち、憲法二〇条一項後段、三項及び八九条の定める政教分離原則は、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いがわが国の社会的文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである。よって、憲法二〇条三項にいう「宗教的活動」とは、国及びその機関の活動で宗教とのかかわ

り合いが上記にいう相当とされる限度を超えるもの、すなわち、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいう。

そして、ある行為が「宗教的活動」に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意義の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない(津地鎮祭訴訟最高裁判決、最大判昭和五二・七・一三)。

そこで考えるに、大祭奉賛会は、白山比咩大神の御神徳を敬仰して、白山比咩神社の式年大祭斎行等の諸事業を奉賛することを目的として設立された団体であり、特定の宗教とかかわり合いを有するものであることは否定できないが、大祭奉賛会は独自の規約を定め、白山比咩神社とは別個の組織であることから、大祭奉賛会をもって同神社と実質的に一体であるということとはできない。

また、本会発会式は、白山比咩神社の境内ではなく、同神社外の一般施設で行われたこと、さらにその式次第が神道の儀式や祭事の形式に基いていたとは認められないことにかんがみると、本会発会式自体の宗教的色彩は希薄であつたといえる。

そして、このような本会発会式に白山比咩神社の所在する白山市の市長として角光雄が出席し、祝辞を述べることが、社会的儀礼の範囲内の行為であると評価でき、これは一般人から見てもそのように理解されるものといえることができるから、角光雄の上記行為が、一般人に対して、白山市が特定の宗教団体である白山比咩神社を特別に支援しているという印象を与えることはなく、また、他の宗教を抑圧するという印象を与えることもないといえるべきである。

したがって、角光雄の上記行為は、その目的が宗教的意義をもち、その効果が白山比咩神社あるいは神社神道を援助、助長又は促進するような行為にあたることは認められないから、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動には当たらない。また、角光雄が本会発会式に出席したことは、憲法二〇条一項後段で禁止されている、宗教団体が国から特権を受けることにはあたらず、憲法八九条で禁止している公金その他の公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益又は維持のために支出すること又はその利用に供することにも該当しない。

(2) 高裁判決の概要

高裁判決も、一審判決と同様に、最高裁判決としては津地鎮祭訴訟判決のみをあげているだけである。しかし、その結論は全く正反対であり、角光雄白山市長が本件発会式に出席して祝辞を述べた行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するものであつて、そのための公金支出は違法であると断じた。

すなわち、本判決も、一審判決と同様、限定分離説にたつて「目的効果基準」を採用した津地鎮祭訴訟最高裁判決をそのまま引用したうえ、次のようにいう。

これを本件についてみると、白山比咩神社は宗教団体に当たることが明らかであり、本件大祭は、平成二〇年に白山比咩神社の鎮座二千年となることを記念して行われる祭事であつて、同神社の宗教上の祭祀であることが明らかである。また、大祭奉賛会は、本件大祭の斎行及びこれに伴う諸事業を奉賛することを目的として、白山比咩神社が中心に関与して結成され、同神社内に事務局を置く団体であり、その目的としている本件事業は、上記祭祀自体を斎行することであるとともに、禊場、斎館、手水舎等、上記神社の信仰、礼拝、修行、普及のための施設を新設・移

設し、同神社の神社史を発刊することを内容とするもので、同神社の宗教心の醸成を軸とし、神徳の発揚を目的とする事業とされているのであつて、かかる本件事業が宗教的活動であることは明らかであるし、これを目的とする大祭奉賛会が宗教上の団体であることもまた明らかとすべきである。

さらに本件発会式は、上に述べた大祭奉賛会の本件事業を遂行するため、すなわち本件大祭を奉賛する宗教的活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催されたものである。

とすれば、白山市長である角光雄が来賓として本件発会式に出席し、白山市長として祝辞を述べた行為は、白山市長が、大祭奉賛会が行う宗教的活動(本件事業)に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明したものであり、ひいては白山比咩神社の宗教上の祭祀である本件大祭を奉賛し祝賀する趣旨を表明したものと解するのが相当である。

もつとも本件発会式は、白山比咩神社の境内ではなく、同神社外の一般施設で行われたものであり、それ自体は神道の儀式や祭事の形式に基いていたものではなく、宗教的な儀式とはいえないと解されるけれども、これらの点を考慮に入れても、上記認定判断は左右されないというべきである。また、一般に、市長がこのような発会式に出席し、市長として祝辞を述べる行為が、時代の推移によって宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなつているとは到底認められないし、一般人が社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとも到底考えられない。したがつて、白山市長である角光雄が来賓として本件発会式に出席し、白山市長として祝辞を述べた行為は、その目的が宗教的意義を持ち、かつ、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になる行為であると認めるべきであり、これによつてもたらされる白山市と白山比咩神社とのかわり合ひは我が国の社会的・文化的諸条件に照らして相当とする限度を超えるものであつて、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たり、許されないものといふべ

きである。

それゆえ、白山市長、角光雄が公用車を用いて本件発会式に出席した際、運転手に支払った時間外手当二、〇〇〇円は公金の違法な支出に当たるから、角光雄は白山市に対しこれを賠償する義務を負う。

4、最高裁判例からみた高裁判決の問題点

(1) 津地鎮祭訴訟最高裁判決

本件訴訟の一、二審判決の概要は以上述べたとおりである。両判決とも角光雄市長が本件発会式に出席し祝辞を述べた行為が憲法の政教分離に違反するかどうかを判断する上で参考にしたのは津地鎮祭訴訟最高裁判決であり、いずれも同判決の示した「目的効果基準」に従って判断したことになっている。しかし、その結論は一方は合憲、他方は違憲というように正反対のものとなっていることから、本判決の妥当性を判断するに当たっては、先ず津地鎮祭訴訟最高裁判決の意味および同判決が示した目的効果基準の内容を再確認する必要がある。その上で、本件訴訟にこの目的効果基準を正しく適用した場合どうなるかを考察すれば、本判決の問題点は自ずから明らかとなる。

津地鎮祭訴訟では、昭和四〇年一月一日、津市体育館の起工式（神道式地鎮祭）が地方公共団体である津市の主催により、同市の職員が進行係となつて、宗教法人大市神社の宮司ら四名の神職主宰のもとに神式（修祓、降神の儀、献饌の儀、祝詞奏上、清祓の儀、刈初めの儀、鍬入れの儀、玉串奉奠、昇神の儀）に則り挙行、同市市長角永清がその挙式費用、七、六六三円を市の公金から支出したことの適法性が争われた（主催者である津市の市長ないし市の幹部は、当然のことながら、この神道式地鎮祭に「参列」し、「玉串奉奠」を行っているはずである）。この裁判は、我が国で初めての本格的な

政教分離訴訟であった。

これについて、最高裁大法廷は、先に引用したとおり、憲法二〇条一項後段、三項及び八九条の定める政教分離原則は、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである。よって、憲法二〇条三項にいう宗教的活動とは、国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつ全ての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが上記にいう相当とされる限度を超えるもの、すなわち、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいう。

そして、ある行為が「宗教的活動」に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の外形的側面のみにとられることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意義の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならぬと判示した(津地鎮祭訴訟最高裁判決、最大判昭和五二・七・一三)。

この大法廷判決は、国家と宗教の完全な分離は不可能であり、もし完全分離を貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずるとした。そしてその例としてあげられたのが「特定宗教と関係のある私立学校に対する助成」「文化財である神社、寺院の建築物や仏像等の維持保存のための補助金の支出」それに「刑務所等における教誨活動」であり、もし完全分離を貫こうとすれば、宗教系私立大学への助成をはじめすべて不可能となり、社会的に大きな混乱が生ずることを指摘している。そこで最高裁は限定分離の立場にたつて、憲法二〇条が禁止する宗教

的活動とは「国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為ではなく、相当とされる限度を超え
るものに限られる」としたわけであった。つまり、日本国憲法の採用する政教分離とは、完全分離ではなく限定分離
であり、緩やかな分離であることを初めて明らかにし、「相当とされる限度」を超えるかどうかを判断する際の基準
として、「目的効果基準」を採用した。

そして当該行為の「目的」および「効果」を判断するに当たっては、「当該行為の外形側面のみにとらわれるこ
となく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての
意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念
に従って、客観的に判断しなければならない」としている。

つまり、二審の名古屋高裁が、「完全分離」の立場にたち、神道式地鎮祭が憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動
に当たるかどうかを判断する際の基準として、(イ)当該行為の「主宰者」「主催者ではない！」が宗教家であるかどうか、
(ロ)当該行為の順序作法〔式次第〕が宗教界で定められたものかどうか、(ハ)当該行為が一般人に違和感なく受け容れら
れる程度に普遍性を有するものかどうか、というように、特に「外形側面」を重視して判断したことに対して、あ
えてこれを否定し、「当該行為の外形側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対す
る一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うに当たつての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行
為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない」と
したわけである。

しかして、問題の神道式地鎮祭について最高裁大法廷は、「本件起工式〔神道式地鎮祭〕は、宗教とかかわり合い

をもつものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願ひ、社会の一般的慣習に従つた儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動にはあたらないと解するのが、相当である。」とした。

(2) 津地鎮祭訴訟最高裁判決からみた本件判決の問題点

①これに対して、高裁判決では、以下のように、「当該行為の外形的側面」にとらわれ、「当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うに当たつての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情」を十分に考慮することなく、「社会通念」を無視して、白山市長が本件発会式に出席し祝辞を述べた行為をもって、「目的」が宗教的意義を持ち、その「効果」が特定の宗教に対する援助、助長、促進になる行為であると断定してしまつた。

つまり、判決は、(i)「白山比咩神社」は「宗教団体」であり、(ii)「本件大祭」は、同神社の「宗教上の祭祀」であることが明らかであること、また、(iii)「本件奉賛会」は、本件大祭の斎行及びこれに伴う諸事業を奉賛することを目的とし、白山比咩神社が中心的に関与して結成され、同神社内に事務局を置く団体であり、その目的としている本件事業は、本件大祭(宗教上の祭祀)自体を斎行することであるとともに、禊場、斎館、手水舎等、上記神社の信仰、礼拝、修行、普及のための施設を新設・移設し、同神社の神社史を発刊することを内容とするもので、同神社の宗教心の醸成を軸とし、神徳の発揚を目的とする事業とされているのであつて、かかる本件事業が宗教的活動であること

は明らかであるし、これを目的とする大祭奉賛会が「宗教上の団体」であることもまた明らかである。

さらに(iv)「本件発会式」は、上に述べた大祭奉賛会の本件事業を遂行するため、すなわち本件大祭を奉賛する宗教的活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催されたものである。

とすれば、(v)「白山市長である角光雄が来賓として本件発会式に出席し、白山市長として祝辞を述べた行為」は、白山市長が、大祭奉賛会が行う宗教的活動(本件事業)に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明したものであり、ひいては白山比咩神社の宗教上の祭祀である本件大祭を奉賛し祝賀する趣旨を表明したものと解するのが相当である、と断定してしまった。

②確かに、(i)から(iii)については、これを「外形的側面」から見れば、判決のいうとおりであろう。つまり、(i)「白山比咩神社」は「宗教団体」であり、(ii)「本件大祭」は、同神社の「宗教上の祭祀」であること、また(iii)「本件奉賛会」は、本件大祭の斎行及びこれに伴う諸事業を奉賛することを目的とするもので、本件事業そのものは宗教的活動とみられることから、大祭奉賛会が憲法でいうところの「宗教上の団体」にあたることは否定できないであろう。また、その意味から(iv)「本件発会式」に「宗教的意義」があることは事実であると思われる。ただ、一審判決が指摘しているように、「本件発会式は、白山比咩神社の境内ではなく、同神社外の一般施設で行われたこと、また、その式次第は神道の儀式や祭事の形式に基いていたとは認められないことにかんがみると、本件発会式自体の宗教的色彩は希薄であった」とみるのが自然ではないか。

問題は、本件判決が(iv)「本件発会式」に「宗教的意義」があるという理由だけで、(v)「白山市長が本件発会式に出

席して祝辞を述べた行為」まで、「宗教的意義」ありと断定してしまったことである。これは津地鎮祭訴訟最高裁判決のいう「当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等」を無視したものである。この点についても、一審判決は「このような本件発会式に白山比咩神社の所在する白山市の市長として角光雄が出席し、祝辞を述べることとは、社会的儀礼の範囲内の行為であると評価でき、これは一般人から見てもそのようなように理解されるものということができる」から、本件行為の「目的」が「宗教的意義」をもつとは認められないとしている。

このように、高裁判決の(i)から(v)にかけての極めて表面的、形式的な論理展開をみると、判決が最高裁の判示するところとは裏腹に「外形的側面」のみにとらわれ、「当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意義の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情」を十分考慮しないまま、「社会通念」を無視ないし軽視して結論を下してしまったものであることは明らかであろう。事実、本判決は具体的根拠を何も示さないまま「白山市と白山比咩神社とのかかわり合いは我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものである」と断定している。

③しかしながら、わが国には全国各地に有名、無名の神社、仏閣等が数多く存在しており、地元首長らが、それら神社、仏閣等の祭礼行事に、折に触れ儀礼的に参列して祝辞を述べたり、奉賛会の役員に名を連ねたりすることは、後述(第四章)のとおり、古くから行われており、今日でもそのような伝統や慣習が各地に残っている。それ故、「わが国の社会的・文化的諸条件」に照らし、「社会通念」に従って考えるならば、観光地としても有名な白山比咩神社

の地元市長が、奉賛会の発会式に儀礼的に参列して祝辞を述べるといのはさして不自然なことではなく、白山市と特定宗教とのかかわりも「相当」なものとするべきであろう。現に、本件奉賛会では、原告も指摘しているように、「国及び地方自治体の首長（総理大臣、県知事、市長、町長、村長）が公人として役員に就任している」ではないか。地元紙の社説が「政教分離をここまで狭く解釈されれば、首長は同様の会合でおちおち祝辞も述べられない」（北國新聞 平成二〇年四月九日 社説）と嘆じているのも当然といえよう。

ちなみに、原告の池上宏氏は、現地で「政教分離を推める会」の代表を名乗り、旧松任市（白山市は、平成一七年二月に、旧松任市ほか七つの町村が合併してできた）時代の平成一六年から足掛け四年にわたって政教分離に関わる住民監査請求を一〇回も行い、うち九件は訴訟を提起するまでに至ったという経歴の持ち主である。その請求内容を類型化するとおよそ四つのグループに分かれるという（『奉賛会出席訴訟』の原告は訴訟マニア）『政教関係を正す会 R & R』（No. 二六四）参照。

一つは、松任市または白山市が作成した観光ポスターやパンフレット・映像などに於いて、神社や寺院、更には郷土を代表する宗教家が紹介されていることを問題にし、二つ目は市が主催して行った文化財や人物の展示に神社や宗教家が対象となっていることを糾弾するタイプで、それぞれ三件、三つ目は、宗教家などの銅像や石碑が市有地に建てられていることに反発したもので、最後の一つが宗教団体またはそれに関係する団体の大会に市長や市議会議長が出席し、祝辞ないし挨拶をしたことに異議を申し立てたもので、それぞれ二件あるが、その一つが本件訴訟である。すでに確定判決が言い渡されているものの方が圧倒的に多く、その内訳は地裁判決が一件、高裁判決が三件、最高裁判決が四件の計七件で、原告の主張はことごとく却下もしくは棄却されており、現在係争中のものは二件あるのみである。

わが国の伝統や宗教的風土などの現実を無視し、杓子どおりの「完全分離」を目指す、このような原告の「主張」が、果たして「一般人の宗教的評価」であり、「社会通念」といえるであろうか。

④そこで改めて、津地鎮祭訴訟最高裁判決の立場から本件参列の合憲性を再検証してみることにしよう。

津地鎮祭訴訟のケースでは、地元神社の神職が主宰する「神道式地鎮祭」を津市みずから主催して市長らが参列し、玉串奉奠を行ったほか、その経費として、公金七、六六三円が市から支出された。神道式地鎮祭は紛れもない「宗教儀式」であり、市長はその宗教儀式に直接「参列」し、「玉串奉奠」という宗教行為を行ったわけである。にもかかわらず、地鎮祭が今日では世俗化した慣習となっていることを理由に、宗教的意義は希薄であり、宗教への援助、助長には当たらないとした。

これに対して、本件では、地元市長が出席したのは「奉賛会発会式」であって、白山比咩神社の「宗教儀式」そのものではない。また、「発会式」は市が主催したわけではなく、市長は単に招待され参列したにすぎない。しかも市長の行為は、地鎮祭における「玉串奉奠」のような「宗教行為」ではなく、単に「祝辞」を述べたというだけである。つまり、市長と宗教団体(白山比咩神社)との関わりは間接的であり、その行為も広く慣習的に行われている地元首長の「祝辞」という社会的・儀礼的な世俗行為にすぎない。

さらに、白山比咩神社の鎮座二千年祭は、同神社やその氏子、崇敬者達にとっては宗教的意義があるのは当然であるが、白山市長や一般市民達にとってみれば全国的にも有名な白山比咩神社の祭礼といった観光の意味があり、同市長がこれを白山市の重要な観光資源と考えて奉賛発会式に儀礼的に参加したとしても決して不自然ではない。事実、

白山市の観光協会のホームページでは、白山国立公園を全面に打ち出し、「美しい白山はわたしたちの誇り」としたうえで、「白山市の観光名所」の筆頭に「白山本宮白山比咩神社」をあげ、白山比咩神社のことを紹介している。本件訴訟の原告によれば、このような市による「神社の紹介」でさえ憲法違反ということになるが、まさか本件訴訟の名古屋高裁金沢支部といえどもこのような乱暴な主張に賛同することはあるまい。とすれば、地元白山市長が、白山比咩神社鎮座二千年祭を格好の観光イベントと考え、政教分離原則に違反しないかぎりでその行事にかかわることは当然ありうることであつて、本件発会式への参列と祝辞も許される範囲のものといえよう。

そのようなさまざまな事情を検討してこそ、最高裁判決のいう「当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情」を考慮したことになる。ところが、本件判決は、「奉賛会」が白山比咩神社の「大祭の斎行及びこれに伴う諸事業」を奉賛することを目的とするものであり、その「発会式」が「大祭を奉賛する宗教的活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催された」ことだけを根拠に、市長の発会式への「出席」と「祝辞」まで「大祭奉賛会が行う宗教的活動（本件事業）に賛同、賛助」するものであり、ひいては「白山比咩神社の宗教上の祭祀である本件大祭を奉賛」するものと断定してしまった。

しかしながら、単に儀礼的に「祝賀」を述べることと、宗教的活動そのものに「賛同、賛助」することは別であつて、儀礼的に「祝辞」を述べたからといって、それが直ちに「宗教心や信仰の表明」ということにはならない。それゆえ、白山市長が地元首長としての立場から、「世俗目的」（観光事業の支援の目的）でもって発会式に出席し祝辞を述べたからといって、直ちに宗教的活動への「賛同、賛助」とみ、宗教的意義ありとするのは、それこそ「当該行

為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度」を考慮に入れない、表面的・図式的な解釈つまり最高裁判決が排斥したはずの「形式的側面」のみにとらわれた解釈であつて、「社会通念」を無視したものと見えよう。

また、本件高裁判決は、白山市長の奉賛会発会式への参列および祝辞がなぜ白山神社に対する「援助、助長、促進」に当たするのか、明確な説明は何もなく、単に、一般人が本件行為をもつて「大祭を奉賛しているとの印象を抱くのが通常であると解される」、白山市長が「本件行為が白山比咩神社の祭祀である本件大祭を奉賛するという宗教的意義・効果を持つことを十分に認識、了知して行動したものと認めるのが相当である」といつているだけである。

これでは、高裁判決が本件行為の「目的」および「効果」について、何ら明確な認定もしえないまま、宗教的意義があり、宗教団体への援助であるとの結論だけを強引に導き出したものと批判されても、抗弁の余地はなからう。

(3) 愛媛玉串料訴訟最高裁判決からみた本判決の問題点

次に、愛媛玉串料訴訟最高裁判決をもとに、高裁判決の妥当性を検証することにしてしよう。

この愛媛玉串料訴訟最高裁判決は、津地鎮祭訴訟最高裁大法廷判決において最高裁が定立し、その後の殉職自衛官合祀訴訟判決、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決等を通じて確立した、緩やかな政教分離解釈の基準である「目的効果基準」を採用しておきながら、玉串料支出の合憲性については極めて厳格に解釈した矛盾したものであつた。また、判決は目的効果基準を採用しておきながら、肝腎の玉串料支出等の「目的」や「効果」については具体的に明確な認定をしないまま、強引に違憲の結論を導き出していると思われる。そのため、判決の結論を支持する玉串料違憲論者の

憲法学者の間でさえ、結論に至るプロセスの曖昧さや、目的効果基準の適用の仕方等について様々な疑問ないし批判が提示されてきた。⁽²⁾

ところが、本判決をみると、判決は津地鎮祭訴訟最高裁判決だけを引用しておきながら、実際の目的効果基準の適用の仕方については愛媛玉串料判決の手法を採用しているように思われる。そこで、仮に愛媛玉串料訴訟最高裁判決の立場から本件判決を見た場合、果たして問題は存しないかを検討することにする。

①初めに、高裁判決の判示するところを再確認してみよう。

(i) 「白山比咩神社」は、憲法二〇条一項の「宗教団体」に当たること、(ii) 「本件大祭」は、同神社の「宗教上の祭祀」であることが明らかであること、(iii) 「大祭奉賛会」は、大祭の斎行及びこれに伴う諸事業つまり宗教活動を目的とするものだから、「宗教上の団体」であることもまた明らかというべきであること、(iv) 「本件発会式」は、大祭を奉賛する「宗教活動を遂行」するために、「その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催」されたものであること、(v) したがって、白山市長である角光雄が「本件発会式」に出席し、白山市長として祝辞を述べた行為は、白山市長が大会奉賛会の行う「宗教的活動に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明したものと解するのが相当であること、(vi) 「一般人の宗教的評価」としても、本件行為は白山市が「本件大祭を奉賛しているとの印象を抱くのが通常」であると解されること、(vii) 白山市長角光雄は、「主観的にも、大祭奉賛会が行う本件事業を賛助する意図があったものと推認され」「本件大祭を奉賛するという宗教的意義・効果をもつことを十分に認識、了知して行動」したものと認めるのが相当であること、(viii) 「一般に、市長が、上記説示のような発会式に

出席し、市長として祝辞を述べる行為が、時代の推移によって宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなつているとは到底認められないし、一般人が社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとも到底考えられない」こと、(ix)「以上によれば、本件行為は、本件事業ひいては本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有しており、かつ、特定の宗教団体である白山比咩神社に対する援助、助長、促進になる効果を有するものであったといわなければならない」

②これに対して、玉串料訴訟最高裁判決は、次のような論理構成になっている。

(i)「靖國神社および愛媛県護國神社」は宗教法人であり、憲法二〇条一項の「宗教団体」に当たること、(ii)「例大祭及び慰霊大祭」は「神道の祭祀」であり、各神社が行う「恒例の祭祀中でも重要な意義」を有する。また、「みたま祭り」は、靖國神社の「祭祀中最も盛大な規模」で行われること、(iii)「玉串料及び供物料」は、「例大祭又は慰霊大祭」において宗教上の儀式が執り行われる際に「神前」に供えられ、「献灯料」は「みたま祭り」において境内に奉納者の名前を記した灯明が掲げられるもので、いずれも「各神社が宗教的意義を有すると考えていることが明らか」であること、(iv)「一般に、神社自体がその境内において挙行する恒例の重要な祭祀に際して右のような玉串料等を奉納すること」は、神道式地鎮祭と異なり、「時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになるとまでは到底いうことができず、一般人が本件の玉串料等の奉納を社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難い」「そうであれば、玉串料等の奉納者においても、それが宗教的意義を有するものであるという意識を大なり小なり持たざるを得ない」こと、(v)「地方公共団体が特定の宗教団体に

対してのみ本件のような形で特別のかかわり合いを持つことは、一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものといわざるを得ない」こと、(vi)「以上の事情を総合的に考慮して判断すれば、県が本件玉串料等を靖國神社又は護國神社に前記のとおり奉納したことは、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めるべきであり」「県と靖國神社等のかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法二〇条二項の禁止する宗教的活動に当たる」

③このように、高裁判決は、明らかに愛媛玉串料訴訟最高裁判決の手法を真似たものであって、津地鎮祭訴訟最高裁判決の示す「目的効果基準」の適用の仕方を誤ったものである。しかも、本判決は、愛媛玉串料訴訟最高裁判決の立場から考えてもいささか無理があるにもかかわらず、本件市長の「出席」と「祝辞」をもって宗教的意義があり、特定宗教への援助、助長、促進になる効果を有すると強引に結論付けてしまった。

愛媛玉串料訴訟のケースで問題とされたのは、被告県知事が「靖國神社」「護國神社」において行われた「例大祭」「慰霊大祭」といった「宗教儀式」に際して、「玉串料」「供物料」といった神社特有ないし神道、仏教に特有の名称を付して公金を支出したことであった。これに対して、本件訴訟では、市長が「出席」し「祝辞」を述べたのは、「白山比咩神社」において行われた「祭祀」ではなく、白山比咩神社二千年年大祭を奉賛する「奉賛会」が、神社の境内地外に在る「民間の施設」において開催した「奉賛会発会式」に市長が「出席」し、「祝辞」を述べたということとどまる。つまり、玉串料の奉納のように、「神社」で行われたわけではなく、「奉賛会発会式」もそれ自体「宗教

儀式」ではなく、神社の「例大祭」や「慰霊大祭」と比べれば宗教性はきわめて希薄である。しかも問題となったのは、「玉串料」「供物料」といったそれ自体「宗教性を帯びたもの」と異なり、市長が行ったのは単に「発会式」に「出席」し「祝辞」を述べるといふきわめて「世俗的な行為」ととどまる。これは自治体の首長らが、様々な儀式行事に「出席」し「祝辞」を述べると全く同質の社会的儀礼的行為である。

すなわち、本件市長が奉賛会発会式に「出席」し「祝辞」を述べた行為は、地鎮祭と同様、世俗的、習俗的な行為であり、しかも神道的地鎮祭のように、もともと宗教儀式だったものが「時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっている」ものとは異なり、それ自体が本来、世俗的な行為である。したがって、本件判決が「一般に、市長が、上記説示のような発会式に出席し、市長として祝辞を述べる行為が、時代の推移によって宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっているとは到底認められないし、一般人が社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとも到底考えられない」と述べているのは、単に愛媛玉串料判決の言い方を真似ただけであって、実体の伴わないきわめて不当な判断である。本件市長自身はもとより、市民ら一般人も、市長の行為をもって地元の最も有力な観光資源の一つである白山比咩神社関係の儀式に「社会的儀礼」の一つとして参加しただけであって、宗教的意義は希薄であると評価しているはずであり、白山比咩神社の宗教的活動を特に援助、助長、促進したり、逆に他宗教に対して圧迫、干渉を与えるものとは考えていないはずである。

したがって、仮に愛媛玉串料訴訟最高裁判決の立場にたち、その「目的効果基準」の適用の仕方に倣ったとしても、神社の境内地の外で行われた、それ自体「宗教儀式」でない「奉賛会発会式」への、本件市長の単なる「出席」と「祝辞」をもって「宗教的意義」があり、「特定宗教への援助、助長」に当たるとみることは、たとえ様々な「事情を

総合的に考慮して判断」したとしても、相当な無理があると考えられるし、地元市長と白山比咩神社とのこのような「間接的なかかわり合い」が「我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるもの」であり、「憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たると判断することはできないと思われる。

5、国および自治体首長らと宗教とのかかわり

(1) 国家と宗教とのかかわり―各種宗教儀式への儀礼的参列

国家と宗教とのかかわりは、国際社会でも国内でもしばしば見受けられるところである。皇族をはじめとして、首相や知事らが公人としての資格において各種の宗教儀式に儀礼的に参列する例は多く、ここでその例をいくつか紹介することにしよう。⁽³⁾

国王の戴冠式や国葬などが宗教儀式として行われるのは世界の常識であり、これらの宗教儀式（カトリック、プロテスタント、イスラム教他さまざま）には、わが国からも皇族や首相らが参列している。いささか古い例ではあるが、以前調査したものを紹介するならば、一九六三年一月二五日、アメリカの故ケネディ大統領の国葬が、ワシントン市内にあるカトリックの聖マタイ教会で催された際には、我が国から池田勇人首相と大平正芳外相が参列している。葬儀はクッシング枢機卿の司式で行われた純然たるカトリックの宗教儀式であった。翌二六日には、東京の聖イグナチオ教会でも同大統領の追悼ミサが行われたが、このミサには、天皇・皇后両陛下の御名代として皇太子殿下・同妃殿下が参列されている。また、一九五九年五月二七日、ワシントンのナショナル大聖堂のベツレヘム礼拝堂で行われた故ダレス前国務長官の「公葬」の場合にも、わが国からは藤山愛一郎外相が参列し、さらに一九五三年六月二日、ロ

ンドンのウェストミンスター寺院で行われたエリザベス女王の戴冠式は、当然のことながらイングランド国教会の宗教儀式として行われたが、この戴冠式には、わが国から天皇陛下の御名代として、皇太子殿下が参列されている。

また、比較的最近の例としては、一九九六年一月一日、フランスのミッテラン元大統領の逝去を悼むフランス政府主催の追悼ミサがパリのノートルダム寺院において行われたが、わが国からは村山富市首相の特使として竹下登元首相が参列している。さらに、バチカン大使にいたっては、年中、カトリックの儀式に参加しているわけであり、それが大使としての仕事である。

他方、国内にあっても、昭和五五年一〇月一五日、奈良県・東大寺の大仏殿修理の落慶法要に際して、鈴木善幸首相の代理として内閣官房副長官が参列し、慶讃分を奏上しているし、後で詳しく述べるように、毎年三月と九月、京都慰霊堂において執り行われる戦災殉難者、大正地震災遭難者のための仏式の慰霊大法要には、東京都知事や都議会議長らが参列し、追悼の辞の朗読や焼香行っている。また、毎年十一月、横浜市英連邦墓地において行われる英連邦戦没者慰霊祭は、キリスト教・ヒンズー教・ユダヤ教・イスラム教・仏教合同の式典であるが、これには外務大臣、防衛庁長官（防衛大臣）、神奈川県知事および横浜市長らが参列している。

これらの例も、本判決の「完全分離」の立場からすれば一切許されないはずであるが、それで友好的な外交関係や社会関係を維持することができるというのであろうか。

(2) 全国各地の自治体首長と宗教とのかわり

また、古くから地域共同体の中心的役割を果たしてきた神社や仏閣、さらに地域によってはキリスト教会などが、

人々の生活とともに存続し、郷土文化を育んできた。そして、そこで行われる数々の宗教行事は、共同体の構成員としての意識の確認と、連帯感の醸成のため貢献しており、地域共同体の代表としての地元首長が、儀礼の範囲内でそれらの行事に出席して祝辞を述べたり挨拶をしたりすることも、わが国では古くから行われてきたところである。そのような例は、我々のごく身近なところでもしばしば見られるところであるが、ここでは特に、いくつかの注目すべき自治体首長と宗教とのかかわりの例をあげてみよう。

①まず、東京都慰霊堂における仏式の慰霊祭に、毎年春と秋に、都知事以下が参列している例を紹介することしよう。この東京都慰霊堂は関東大震災の遭難者の慰霊ため、昭和五年に都有地上に建立された仏式の大伽藍であり、後に東京大空襲の犠牲者も合わせて祀られるようになった。堂内の祭壇には関東大震災ならびに東京大空襲の遭難者の霊位牌が並祀されている。この慰霊堂は都有財産であるが、昭和二〇年九月以来、財団法人「東京都慰霊協会」によつて管理されており、毎年三月一〇日と九月一日には「都内戦災殉難者・大正震災遭難者慰霊大法要」〔現在は「関東大震災・都内戦災遭難者慰霊大法要」と呼んでいる〕が営まれ、東京五山（護国寺・増上寺・浅草寺・寛永寺・本門時）の住職が輪番で大導師を勤め、東京都仏教連合会が協力して行うことが慣例になっている。そして、この恒例の仏式慰霊法要には、都知事、都議会議長らが参列して追悼の辞を述べ、焼香し、東京都職員が公務として式典に関与している。

次に、宮城県水沢市の「後藤寿庵廟」で行われているカトリックの儀式に地元市長らが参列している例であるが、水沢市の市有地上にはチャペル様式の建物、後藤寿庵廟が存在する。この廟は伊達政宗の家臣でクリスチャンでも

あつた後藤寿庵を祀るべく、昭和六年に建設された。建物の中央の扉の中には、十字架の下に「贈従五位後藤寿庵先生之碑」と書かれた碑が安置され、当初は神式で「寿庵祭」が営まれてきたが、戦後間もなくカトリック式に改められて今日に至っている。「寿庵祭」は、五月下旬の日曜日に地元のカトリック教会の主催で「後藤寿庵大祈願祭」と称して行われ、水沢市長をはじめ地元関係者や県内外の信徒が参列し、五穀豊穰等が祈られる。平成一〇年の「後藤寿庵大祈願祭」は、五月二四日にカトリック水沢教会の主催、仙台司教区・胆沢平野土地改良区の後援で営まれている。⁴⁾

第三に、熊本県天草市の天草殉教公園において行われている「天草殉教祭」であるが、この殉教祭は天草、島原の乱で散華した幕府勢および一揆勢の霊を慰めるため、昭和三十一年に仏式、神式、カトリックによる合同慰霊祭を行ったことが始まりである。祭典は、毎年一〇月の第四日曜日に行われるが、平成一四年度の場合、天草殉教祭は午前九時から「神道祭典」、午後四時から「仏式法要」が行われ、続いて午後五時から「カトリック・ミサ」が行われた。神道祭典では市長・市議会議長・教育長・福祉部長など二〇人ほどの参列者が「玉串」を奉奠し、仏式法要では同じく市長ら約二〇人が「焼香」、その後行われたミサにも市長・市議会議長ら約二〇人に加え、信者ら約二〇〇人が参列している。ミサ終了後には、殉教祭のクライマックスともいえるべきキャンドル行進が行われ、十字架を先頭に、イエス像をかたどった旗、花まき少女、マリア像、司祭団に続いてカトリック信徒や一般市民が手に手にキャンドルを持って行進し、本渡カトリック教会に到着して行進は終了した。⁵⁾

第四に、孔子およびその弟子を祭る祭儀「釈奠(せきてん)」及び「釈菜(せきさい)」であるが、これらは、東京都湯島聖堂や佐賀県多久市の多久聖廟の他、全国に存在するいくつかの聖廟、聖堂で行われている儒教の祭典である。このうち、佐賀県多久聖廟は土地・建物ともに国有で、春秋二回の祭典が営まれており、祭典に奉仕する祭官のうち

「献官」（神道の祭典における斎主に相当）は市長、「掌儀」（神饌を検閲する役）は市議会議長、「司尊」（献官の爵に酒を注ぐ役）は教育長が奉仕するなど、文字通り市を挙げての祭典となっているが、これまで市長らが祭典に奉仕することで問題が起こったことはほとんどないという。^⑥

第五に、京都の「祇園祭」であるが、これは一ヶ月にわたって行われる八坂神社の祭である。京都を代表する観光まつりとして山鉾巡行で知られているが、祇園祭は八坂神社への参拝に始まり、三基の神輿が市内を巡航する神道の祭である。にもかかわらず、京都市長は山鉾巡行の順番を決める「くじ取り式」に立会い、山鉾巡行中の「くじ改め」にも市長が奉行となつて順位を正したりしている。^⑦つまり、八坂神社のお祭りである祇園祭も、京都市にとってみれば観光行事そのものと位置づけられるから、市が積極的に関わっていることがわかる。本件訴訟の原告や、名古屋高裁金沢支部の本判決担当裁判官にとっては、これも特定宗教とのかかわりであり政教分離違反ということになるのだろうが、果たしてそれが多数国民の「社会通念」といえるであろうか。

②他方、神道およびわが国仏教の縁ゆかりの地、三重県伊勢市と和歌山県高野町のケースを見てみよう。

まず、伊勢神宮であるが、神宮の式年遷宮は持統天皇の御代に始まり、以後、二〇年に一度、ご遷宮が行われてきた。そして来る平成二五年には、第六二回式年遷宮が行われる。今回の御遷宮は平成一七年五月の「山口祭」に始まり、平成二五年までの八年間、さまざまな祭典や行事が繰り広げられることになるが、地元伊勢市では市長以下、市をあげてこれに協力しており、これが伊勢市の永い伝統でもある。山口祭に続き、平成一七年六月に木曾谷国有林で、古式通りに行われた「御杣（みそま）始祭」（遷宮用のご用材を切り出す御杣（みそま）山から、御樋代木（みひしろぎ）ご神

体をお納めする器をつくる用材)を伐り出す重要なお祭り)には北白川道久神宮大宮司、加藤光徳伊勢市長をはじめ、地元の人々や上松中学校の生徒、報道関係者など約七〇〇人が出席、内宮および外宮用に使われた天然ヒノキのご神木二本の前に祭場が造られ、お祓い、献饌、祝詞奏上、伐採の儀などの祭儀が行われている。

また、平成一八年二月には、ご遷宮のためのご用材を搬入する「御木曳(おきひき)」の開始に向けて「奉曳本部」が結成されたが、本部長は加藤伊勢市長であり、同市長は「ご勅許のとき以来、身の引き締まる思いです。四市町村の合併の時期にも当たり、新伊勢市の力を結集して迎えたい」と語り、総委員長の伊勢商工会議所会頭も「神宮は日本の聖地。民族に流れる日本の心の伝承を大切に、たくさんの人を受け入れたい」と話している⁽⁸⁾。

伊勢神宮は現在、宗教法人とされているが、昭和三〇年一月に鳩山一郎首相が「参拝」して以来、歴代総理がほぼ毎年、「参拝」していることは良く知られている⁽⁹⁾。また、式年遷宮は神宮にとって最も重要な宗教行事であるが、地元の伊勢市にとってみれば全国的に知られた重要な観光資源でもある。伊勢市のホームページ「伊勢市のプロフィール」には「伊勢市は、三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれた都市です。(略)伊勢のまちは『お伊勢さん』と呼ばれ、古くから日本人の心のふるさととして親しまれ、神宮御鎮座のまちとして栄えてきました。今でも、全国各地から多くの観光客が訪れています」とある。つまり、伊勢市が文化的にも経済的にも伊勢神宮と切っても切れない関係にあることがわかる。となれば、伊勢市長が二〇年に一回の御遷宮諸行事に地元市長としてかわりを持ち、宗教儀式に儀礼的に「出席」したり「祝辞」を述べたりしたからといって何の不思議もあるまい。

次に、高野山真言宗総本山金剛峯寺の存在する和歌山高野町の場合であるが、ここでも年間を通じて行われる真言

宗の様々な祭や関係行事との関わりなしに町政が行われているとは考え難い。事実、インターネットで検索しただけでも、例えば弘法大師の誕生日六月一五日に行われる「高野山青葉祭り」は町を挙げての祭であり、宗祖降誕会（しゅうそごうたんえ）や華やかな花御堂渡御（はなみどうとぎよ）と呼ばれるパレードを中心に、弘法大師の誕生日を祝うお祭りが盛大に繰り広げられるという。祭は一四日の夕刻より始まり、町中をねぶた十数基が練り歩く。そして一五日の当日には、午前九時より高野山大師教会に僧侶約一〇〇人が参加して誕生会法会が執り行われ、午後〇時からメインイベントの花御堂渡御が行われる。この渡御には全国の有名なお祭りが弘法大師の誕生日に奉納するため高野山を訪れ、祭は最高潮に達する。そして午後二時から金剛峯寺前広場で、金剛峯寺座主や高野町長の挨拶のあと、大餅まきが行われ、青葉祭りが終了すると紹介されている¹⁰。

しかし、この高野山金剛峯寺の祭や諸行事と高野町とのかかわりも歴史伝統に基づくものであって、高野山金剛峯寺の地元高野町のホームページには、「沿革」として「いまからおよそ一二〇〇年前の高野山開創から明治初年まで寺領として管理され、明治四年廃藩置県によって和歌山県に属し、明治一一年郡区町村編成法の実施とともに高野山外の一三大字で高野村を組織し、明治二二年四月、町村制の施行により高野村となった。昭和三年一月一日に町村制を施行して高野町となり、さらに昭和三三年六月一日、町村合併促進法に基づいて、富貴村と合併、今日に至っている。町の中心である高野山上は、町人口の約七〇%を占め、産業、文化、経済の中心地であり、またわが国有数の山岳仏都、観光の町として発展している…」とあり、高野町自体がもとも高野山金剛峯寺の寺領であったことがわかる。そして「山岳仏都、観光の町」とあるように、町では高野山金剛峯寺を観光の名所として位置づけ、全国に向けて積極的にPRしていることが窺われる。とすれば、高野町が高野山金剛峯寺の様々な宗教行事にかかわり、町長が

これらの行事に儀礼的に「出席」し「祝辞」を述べたとしても不自然ではなく、これを政教分離違反とするのはそれこそ「社会通念」を無視したものと思われる。

③ここに挙げたのはほんの一例に過ぎない。しかし、歴史的にみると全国各地で多くの自治体が何らかのかたちで地元の神社、仏閣、あるいはキリスト教会などと文化的、経済的、社会的に様々なかかわりをもち、それがそれぞれ町の町や村の独特の伝統文化を形成する上で一定の役割を果たしてきたことは間違いあるまい。そしてこのような自治体と宗教とのかかわりの中には、むろん戦前から、つまり日本国憲法制定以前のはるか遠い昔より続いてきたものも多い。津地鎮祭訴訟最高裁判決が、「憲法二〇条三項にいう宗教的活動とは、国及びその機関の活動で宗教とかかわり合をもつ全ての行為を指すものではなく」、「わが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるもの」を指すとしているのは、このような自治体と宗教とのかかわりあいも視野に入れてのことであると思われる。

6、おわりに

以上述べてきたように、平成一七年六月、石川県白山市市長が地元の白山比咩神社御鎮座二千年式年大祭の奉賛会発会式に公用車を使用して出席し祝辞を述べたことをもって、本件第二審の名古屋高裁金沢支部が、白山比咩神社の宗教上の祭祀である本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有するものであり、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たると判示したのは、津地鎮祭訴訟最高裁判決および愛媛玉串料訴訟最高裁判決のいずれに照らしても妥当性を欠くものであると思われる。

すなわち、津地鎮祭訴訟のケースでは、地元神社の神職が主宰する「神道式地鎮祭」を津市みずから主催して市長らが参列し、玉串奉奠を行ったほか、その経費として、公金七、六六三円が市から支出された。神道式地鎮祭は紛れもない「宗教儀式」であり、市長はその宗教儀式に直接「参列」し、「玉串奉奠」という宗教行為を行ったわけである。にもかかわらず、地鎮祭が今日では世俗化した慣習となつていることを理由に、宗教的意義は希薄であり、宗教への援助、助長には当たらないとした。

これに対して、本件では、地元市長が出席したのは「奉賛会発会式」であつて、白山比咩神社の「宗教儀式」そのものではない。また、「発会式」は市が主催したわけではなく、市長は単に招待され出席したにすぎない。しかも市長の行為は、地鎮祭における「玉串奉奠」のような「宗教行為」ではなく、単に「祝辞」を述べただけである。つまり、市長と宗教団体（白山比咩神社）との関わりは間接的であり、その行為も広く慣習的に行われている地元首長の「祝辞」という社会的・儀礼的な世俗行為にすぎない。

さらに、白山比咩神社の鎮座二千年祭は、同神社やその氏子、崇敬者達にとっては宗教的意義があるのは当然であるが、白山市長や一般市民達にとつてみれば全国的にも有名な白山比咩神社の祭礼といった観光の意味があり、同市長がこれを白山市の重要な観光資源と考へて奉賛発会式に儀礼的に参加したとしても決して不自然ではない。とすれば、地元白山市長が、白山比咩神社鎮座二千年祭を格好の観光イベントと考へ、政教分離原則に違反しないかぎりでその行事にかかわることは当然ありうることであつて、本件発会式への参列と祝辞も許される範囲内のものといえよう。

また、高裁判決は、津地鎮祭訴訟最高裁判決のみ引用しておきながら、実際には愛媛玉串料訴訟最高裁判決の手法

を真似たものであり、津地鎮祭訴訟最高裁判決の示す「目的効果基準」の適用の仕方を誤ったものであると思われる。しかし、本判決は、仮に愛媛玉串料訴訟最高裁判決の立場にたつて考えても無理があると考えられる。

すなわち、愛媛玉串料訴訟のケースで問題とされたのは、被告県知事が「靖國神社」「護國神社」において行われた「例大祭」「慰霊大祭」といった「宗教儀式」に際して、「玉串料」「供物料」といった神社特有ないし神道、仏教に特有の名称を付して公金を支出したことであった。これに対して、本件訴訟では、市長が「出席」し「祝辞」を述べたのは、「白山比咩神社」において行われた「祭祀」ではなく、白山比咩神社二千年大祭を奉賛する「奉賛会」が、神社の境内地外に在る「民間の施設」において開催した「奉賛会発会式」に市長が「出席」し、「祝辞」を述べたというにとどまる。つまり、玉串料の奉納のように、「神社」で行われたわけではなく、「奉賛会発会式」もそれ自体「宗教儀式」でなく、神社の「例大祭」や「慰霊大祭」と比べれば宗教性はきわめて希薄である。しかも問題となったのは、「玉串料」「供物料」といったそれ自体「宗教性を帯びたもの」と異なり、市長が行ったのは単に「発会式」に「出席」し「祝辞」を述べるというきわめて「世俗的な行為」ととどまる。これは自治体の首長らが、様々な儀式行事に「出席」し「祝辞」を述べるのと全く同質の社会的儀礼的行為であると解される。

全国各地の自治体首長と宗教とのかかわりの例については、すでに述べたとおりであるが、特に伊勢市と伊勢神宮の関係や和歌山県高野町と真言宗金剛峯寺との関係などをみると、永い歴史を通じて両者は様々なかかわりを有し、社会的、文化的、経済的に密接な関係を保ってきた。したがって、地元伊勢市長が伊勢神宮の諸行事を重要な観光資源とみなし、儀礼的にそれら行事に「出席」し「祝辞」を述べたりすることがあっても何ら不自然ではないし、高野町長が金剛峯寺の諸行事にかかわりをもったりするのにも、同じように評価できよう。これらは、まさに津地鎮祭訴訟

最高裁判決のいう「わが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度」内の行為であると考えられる。

とすれば、永い歴史を有する本件、白山比咩神社とその地元、白山市が歴史的、文化的、経済的に様々な繋がりをもってきたのも自然なことといえよう。それ故、地元白山市長が白山比咩神社御鎮座二千年式年大祭の諸行事にあり、それを白山市にとつての一大観光行事として位置づけ、儀礼的に大祭の奉賛会発会式に「出席」し「祝辞」を述べたからといって、その「目的」が宗教的意義をもち、その「効果」が白山比咩神社の信仰を援助、助長するものなどと決め付けるのは、最高裁の排したはずの「形式的側面」のみにとらわれ、「社会通念」を無視したものであり、名古屋高裁金沢支部のこの判決にはきわめて問題があるものと思われる。

注

- (1) この最高裁判決に対する批判は、拙稿「砂川・空知太神社訴訟最高裁判決の問題点」『日本法学』第七六卷第二号、四八七頁以下。
- (2) 拙稿「愛媛玉串料訴訟最高裁判決をめぐって」『日本法学』第六三卷第四号、四七頁以下、参照。
- (3) 拙著『政教分離とは何か―争点の解明―』（成文堂）、三四七頁～三四八頁。
- (4) 大原康男「問題視されない政教関係事象」『国学院大学日本文化研究所報』Vol.三五 No.四、二頁～四頁。
- (5) 同「プロジェクト報告 熊本市本渡市の『天草殉教祭』」―「問題視されない政教関係事象」の一つとして―『国学院大学日本文化研究所報』Vol.三九 No.五、三頁～六頁。
- (6) 同「プロジェクト報告 国や地方自治体と積奠」―「問題視されない政教関係事象」の一つとして―『国学院大学日本文化研究所報』Vol.三八 No.五、一頁～四頁。
- (7) 「祇園祭の主な祭事と日程」『祇園町の祇園祭』（<http://www.kyoto-gion.jp/gion/rist.html>）

(8) ISEインターネット放送局「日本の心」伝える「二十年に一度」の祭 遷宮チャンネル」(<http://isenet.jp/senguu/>)
より

(9) 拙著『伊勢神宮と公民宗教』伊勢神宮崇敬会叢書九、五五頁。

(10) 「高野山 青葉祭」『スタッフのお勧めスポット』高野山』(<http://cache.vahoofs.jp/search/cache>)